

第六号様式（提出用）

関署
与名
士
税押
理印

電話

受付印									
年 月 日 法人番号									
埼玉県 県税事務所長 殿									
(電話)									
所在地 本県が支店等の場合は本店所在地と併記									
法人名 (ふりがな)									
代表者氏名印 (ふりがな) 経理責任者氏名									
年 月 日から 年 月 日までの 事業年度分又はの連結事業年度分									
道府県民税の申告書									
事業税 (事業所得割)									
所得金額総額 <27> 千十億百万千円									
年400万円以下の金額 <28> 000 千十億百万千円									
年400万円を超える年800万円以下の金額 <29> 000 千十億百万千円									
年800万円を超える金額 <30> 000 千十億百万千円									
計 <28>+<29>+<30> <31> 000 千十億百万千円									
軽減税率不適用法人の金額 <32> 000 千十億百万千円									
附加価値額総額 <33> 千十億百万千円									
附加価値額 <34> 000 千十億百万千円									
資本割 資本金等の額総額 <35> 千十億百万千円									
資本金等の額 <36> 000 千十億百万千円									
収入割 収入金額総額 <37> 千十億百万千円									
収入金額 <38> 000 千十億百万千円									
合計事業税額 <31>+<34>+<36>+<38>又は<32>+<34>+<36>+<38> <39> 000 千十億百万千円									
平成28年改正法附則第5条の控除額 <40> 000 千十億百万千円									
事業税の特定寄附金税額控除額 <41> 千十億百万千円									
差引事業税額 <43> 000 千十億百万千円									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 <45> 000 千十億百万千円									
<46>の内訳 所得割 <47> 00 付加価値割 <48> 00									
<46>の内訳 資本割 <49> 00 収入割 <50> 00									
<46>のうち見込納付額 <51> 00 差引 <46>-<51> <52> 00									
特別法事業税又は地方法人特別税額									
所得割に係る特別法人事業税額 <53> 千十億百万千円									
収入割に係る特別法人事業税額 <54> 00 千十億百万千円									
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 <53>+<54> <55> 00 千十億百万千円									
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 <42> 000 千十億百万千円									
既に納付の確定した当期分の事業税額 <44> 000 千十億百万千円									
この申告により納付すべき事業税額 <43>-<44>-<45> <46> 000 千十億百万千円									
<46>のうち見込納付額 <51> 00 付加価値割 <48> 00									
<46>のうち見込納付額 <51> 00 収入割 <50> 00									
<46>のうち見込納付額 <51> 00 差引 <46>-<51> <52> 00									
東京都の特別区分の課税標準額 <23> 000 千十億百万千円									
同上に対する税額 <23> × 100 <24> 000 千十億百万千円									
市町村分の課税標準額 <25> 000 千十億百万千円									
同上に対する税額 <25> × 100 <26> 000 千十億百万千円									
還付 中間納付額 <72> 000 千十億百万千円									
還付を受けようとする金融機関及び支払方法 口座番号(普通・当座)									
法人税の期末現在の資本金等の額 又は連絡個別資本金等の額									
法人税の当期の確定税額又は連絡法人税個別帰属支払額									
決算確定の日 年月日									
解散の日 年月日									
残余財産の最後の分配又は引渡しの日 年月日									
申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無									
法人税の申告書の種類 青色・その他									
この申告が中間申告の場合の計算期間 年月日から 年月日まで									
翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無									
法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額 <71>									